

議案説明資料

【 目 次 】

- **議案第 3 号** (議案書 1 1 ページ)
八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例の制定について p. 1
- **議案第 1 0 号** (議案書 2 7 ページ)
八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例の制定について p. 3
- **議案第 1 2 号** (議案書 3 5 ページ)
八幡浜市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について p. 5

平成 3 1 年 3 月
(平成 3 1 年 2 月 2 6 日提出)

議案第 3 号関係

件名	八幡浜市議会議員及び八幡浜市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
担当課	総務部 総務課
根拠法令等	公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 142 条第 1 項第 6 号、第 11 項
施行日	公布の日

【概要】

公職選挙法の一部改正（平成 31 年 3 月 1 日施行）により、地方公共団体の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布が可能となったことに伴う所要の改正。

【地方選挙における選挙運動用ビラの頒布】

（公職選挙法改正後）

選挙の種類		頒布の可否	頒布上限枚数	公営
都道府県	知事	○	300,000枚	条例で定めるところにより、ビラの作成について公費負担とすることができる。
	議会の議員	○	16,000枚	
指定都市	長	○	70,000枚	
	議会の議員	○	8,000枚	
指定都市 以外の市	長	○	16,000枚	
	<u>議会の議員</u>	<u>○</u>	<u>4,000枚</u>	
町村	長	○	5,000枚	
	議会の議員	×		

【市長・市議選挙における公費負担一覧】

< 条例によるもの（改正後） >

概要	上限額
選挙運動用自動車の使用の公費負担 ※日額の上限	64,500 円
一般運送契約の場合 ※日額の上限	64,500 円
一般運送契約以外の場合 （自動車借入契約） ※日額の上限	15,800 円
一般運送契約以外の場合 （燃料供給契約） ※日額の上限	7,560 円
一般運送契約以外の場合 （運転手雇用契約） ※日額の上限	12,500 円
ビラ作成の公費負担 ※一枚当たりの作成単価の上限 （ビラの種類：2 種類以内）	7.51 円 （市長選：7.51 円×16,000 枚=120,160 円） （市議選：7.51 円×4,000 枚=30,040 円）
ポスター作成の公費負担 ※一枚当たりの作成単価の上限	$525.06 \text{ 円} \times \text{ポスター掲示場の数} + 310,500 \text{ 円}$ ポスター掲示場の数 （参考：ポスター掲示場の数が 100 箇所の場合、3,631 円）

< 公職選挙法によるもの（第 142 条第 1 項第 6 号及び第 5 項） >

選挙運動用葉書 ※選挙の種別ごとの総額	市長選：62 円×8,000 枚=496,000 円 市議選：62 円×2,000 枚=124,000 円 （通常葉書の料金が 62 円の場合）
------------------------	--

件 名	八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	市民福祉部 子育て支援課
根拠法令等	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 (平成 26 年厚生労働省令第 61 号)
施 行 日	公布の日

【改正概要】

1. 代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和 (第 6 条関係)

(1) 確保義務の目的

- ・家庭的保育事業等を利用している乳幼児に対する保育の適正化を図るため
- ・家庭的保育事業者等による保育の終了後も、必要な教育・保育を継続し易くするため

(2) 連携施設として連携・協力する事項

- ・集団保育を体験させる機会を設定
- ・代替保育を提供
- ・家庭的保育事業等の利用終了後、引き続いて連携施設において教育・保育を提供

(3) (今回の改正で追加する内容) 代替保育の提供に協力する連携施設の確保が困難な場合

- ・連携しようとする者との間で、それぞれの役割分担・責任の所在を明確化すること
- ・連携しようとする者の本来業務に支障が生じないこと



代替保育の提供に係る義務を免除できる

2. 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する食事の提供の特例に係る外部搬入施設の拡大 (第 16 条関係)

(1) 食事の提供に係る原則 : 自園調理

(2) 外部搬入を可能とする特例を設けている趣旨

- ・居宅で保育を行うという事業の性質上、調理設備の確保が困難であることが多い
- ・家庭的保育事業者の大半が個人事業主

(3) 搬入施設となれる者

- ・連携施設
- ・当該家庭的保育事業所等の関連法人等が運営する小規模保育事業所、医療機関等
- ・学校給食を行っている学校、共同調理場

(4) (今回の改正で追加する内容) 次の要件等を満たすものを搬入施設として追加

- ・保育所等から調理業務を受託しているもの
- ・給食の趣旨を理解し、衛生面・栄養面等において適切に遂行できるもの
- ・アレルギー、アトピー等への配慮に適切に対応できるもの
- ・食事の内容、回数等に適切に対応できるもの

3. 家庭的保育者の居宅で保育が行われている家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長（附則第2条関係）

- (1) 現行の猶予期間：平成27年4月1日（条例施行日）から5年間
- (2) 適用猶予期間を設けている趣旨
- ・居宅で保育を行うという事業の性質上、調理設備の確保が困難であることが多い
 - ・事業者の大半が個人事業主で、関連法人等を有しないため、外部搬入も困難
- (3) （今回の改正で改正する内容） 猶予期間
- ・自園調理のための体制を整える努力義務を設ける
 - ・猶予期間を条例施行日から10年間とする ←

【用語説明】

- ① 連携施設
家庭的保育事業者と連携・協力を行う保育所、幼稚園及び認定子ども園のこと
- ② 代替保育
家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育のこと
- ③ 自園調理
当該家庭的保育事業所等内で調理する方法

件 名	八幡浜市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
担 当 課	市民福祉部 子育て支援課
根拠法令等	・子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号） ・子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）
施 行 日	公布の日（平成30年9月1日から適用）

【改正概要】

幼稚園保育料の算定基準となる市町村民税額の算定方法について、税法上の算定方法に対して、下記に示す2点の特例を定めるもの。

1. 未婚のひとり親を寡婦等とみなす特例について（別表第2 備考2（3）・備考3）

(1) 特例の目的

- ・未婚のひとり親家庭に対する子育て支援の充実を図るため

(2) 改正の内容

- ① 市民税所得割の算定方法について、地方税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されるものとみなす
- ② 未婚のひとり親であって、これを寡婦等とみなした場合に非課税となる者については、非課税世帯階層とみなして保育料を算定する

2. 都道府県から指定都市への税源移譲に伴う特例について（別表第2 備考2（2））

(1) 特例の目的

- ・指定都市に住所を有する者とそれ以外の者で、所得が同一であるにもかかわらず、保育料が異なることのないよう公平性を保つため

(2) 改正の趣旨

- ・保護者が指定都市の税率で課税されている者であるときは、指定都市以外の税率で課税される者にみなして保育料を算定する

(3) 改正の内容

- ・指定都市に住所を有する者：「市民税8%⇒市民税6%」とみなす

【用語説明】

① 未婚のひとり親

婚姻によらないで母又は父となった者であって、現に婚姻（事実婚を含む）をしていないもの